

新潟市自治基本条例案に関するご意見と訂正の考え方

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>目次 (省略)</p> <p>信濃、阿賀野の流れが日本海に注ぎ、ゆったりと広がる田園や里山、水辺に水鳥たちが舞い、夕日の美しいまち、新潟。</p> <p>恵まれた自然や環境に加え、高い拠点性と都市機能を併せ持ち、世界に開かれた開港五港の一つ、新潟。これが、私たちの暮らしているまち。</p> <p>私たちは、先人たちが編んだ歴史に大きな誇りを感じています。この地では農民自らが開田を主導し、みなとでは町人自らがまちを運営してきました。</p> <p>自主と自治の精神から多様な文化と風土が育まれ、個性的な地域の発展を成し遂げてきました。これが、私たちの築いてきたまち、新潟。</p> <p>私たちは、今、本州日本海側で初の政令指定都市新潟を船出させました。田園とみなとまちが恵み合い、世界の人々と英知が集まる交流都市を目指して、私たちの航海は、たゆみなく続きます。</p> <p>私たちは、世界との交流を深め、互いの価値を認め合いながら、多様な文化と知恵を導き入れ、地域と世界にとって有為の人材を育てます。日本海の平和に貢献し、一人ひとりの人権が大切にされる、新潟。これが、私たちの目指しているまち。</p> <p>私たちは、先人から受け継いだ自主と自立の精神風土をいかし、新潟の地から地域主権の流れを大きくして、国、県と相互協力の関係を築きます。その土台の上で、地域の歴史と文化をいかした、個性的な、真に自立度の高いまちづくりを進めます。これが、私たちの誇りとなるまち、新潟。</p> <p>私たちは、地域のことは自らが考え、自らが行動するという、分権型の政令指定都市をつくります。そこでは、市民が主体的にまちづくりに参画し、共助と協働の輪を広げて、安心して暮らせる社会、持続可能な市民自治の仕組みを自らの力で作り上げていきます。これが、私たちのつくり出すまち、新潟。</p> <p>かつてないまちをつくるため、私たちは、培われてきた地域の絆を大切に、市全体の一体感を保ちながら、地域の独自性や地域コミュニティの自立性を尊重した自治を推進し、それぞれの役割を果たします。</p> <p>このような考えの下、市民自治の最高規範として、ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち、新潟を、未来へとつなげていくために。</p>	<p>最高規範についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の条例に対し、「最高規範」となりえるのか。 ・ 地方自治体で制定する条例は、法体系的に上下関係をつけられるものではない。よって、最高規範という言葉は誤解を招きやすく適切でないため、修正を求める。 ・ 「最高規範」という言葉が適切かどうかは別として、基本路線は踏襲を。 	<p>最高規範についての考え方</p> <p>市民自治の基本となる条例として「最高規範」という言葉を用いたものですが、本条例の法令上の位置付けが他の条例の上位にあると誤解されることのないよう以下の方向で訂正を検討しています。</p> <p>前文中「最高規範」を「基本となる条例」に改める。</p>

条 例 案	総務常任委員会でのご意見	ご意見に対する考え方
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会（以下「議会」といいます。）及び市長等の役割及び責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより市民自治の確立を図ることを目的とします。</p>	<p>条例制定の目的についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文より、「かつてないまちを創るため」に本条例を制定するのであれば、「市民自治の確立」が目的ではなく、「市民自治によるまちづくり」としたほうが、広く市民に市政に参加しやすい、理解しやすいものとなるを考える。市民自治の確立とはシステムの構築手段であって目的ではないと思われる。 	<p>条例制定の目的についての考え方</p> <p>政令市新潟が目指すまちづくりを進めるためには、地域に関わる者が、地域のことを自ら考え、自らが行動し、力をあわせて取り組んでいくことが重要です。</p> <p>こうした「市民自治」の確立を図ることにより、まちづくりが進められることから、条例の目的は、あくまでも「市民自治の確立」としたものです。</p>

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。</p> <p>(2) 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び市長等をいいます。</p>	<p>市民の定義についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の定義について、再考を求める。地方自治法は、第1条の2において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とし、同法第10条にて「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と住民としての規定がされ、同法第10条2項において「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とされている。本条例案では、住民以外の市内で活動する個人、団体も「市民」として定義しているが、住民と非住民さらには団体を同一とすることは、権利・義務の関係から問題があると考えられる。 住民とその属する地方公共団体との間には、法的な権利・義務の関係が存在するが、非住民には存在しない。例えば、地方公共団体が破綻した場合、住民には応分の負担(増税、公共料金の値上げ、サービスの縮小)が求められるが、非居住者には求められないというケースも考えられ、疑問が生じる。また、本条例案を読み進めると、「市民」は「市政に関する情報を知る権利」や「政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができる」(第6条)他、「市民意見の提出」(第17条)もできるなど、住民でもなく、税金も納めていない者・団体が、「市民」として市政の重要施策に無責任に参加することが可能となってしまう。 危機管理が叫ばれている昨今、特定の団体が特定の目的で、条例の隙間をつく可能性があり、あえて、「市外在住市民」「団体」を市民と定義する必要がないと考える。悪意に考えれば、事業活動等をする団体を置き、市民と称して、参画を主張することが出来る。危機管理上問題が起こる。 一般的に「市民」とすると「市内に住む人」を指す。わざわざ定義することで、混乱を招く恐れがある。定義して条例本文中に書いてあればいいということではない。 むしろ、主権者たる「住民」が、市内に生活(在勤・通学)する人々、未成年や永住外国人に配慮しつつ、暮らしやすい自治体を運営していくことが、自治の本質であると考えられる。 <p>市の定義についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市」の定義をせず、条文にそれぞれ記載する。定義として「市」を「議会及び市長等」としているが、条文の中で、「市」が出てくるとその都度「議会及び市長等」と読み替える必要があり、第2章で各主体の役割等でも「市民、議会、市長等」と分けているのであるから、「市」としての定義をせず、「議会及び市長等」としたほうが混乱を防ぐことになる。条例文中にも、「市」という部分と「市長等」とする部分があり、しっかり読まないと同一のものと誤解する恐れがある。 	<p>市民の定義についての考え方</p> <p>本条例案で定義する「市民」は、地方自治法に定める「住民」のほか、市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。</p> <p>このように市民の範囲を広げているのは、生活圏の広域化や政策課題の多様化などの状況の中で、課題の解決やまちづくりを進めていくためには、「住民」だけでなく、新潟市という地域社会に関わる人々の力を取り入れいくことが必要であると考えからです。</p> <p>これは、本市の基本構想において、本市の目指すまちの姿を「人々の英知が集う、日本海交流開港都市」としていることとも合致しています。</p> <p>ただ、ご指摘のとおり、地方自治法で負担の分任を定めているのは「住民」に対してであり、市税の負担等においても住民が否かによって差がありますので、政策の決定、執行に当たっては、その差を考慮して適切に対応していくべきものと考えています。</p> <p>なお、本条例案では、「市民」に含まれる「市内で働き又は学ぶ者」などに「知る権利」と「市政に参画できること」を定めておりますが、地方自治法に規定する「請願の提出」は、もとより住所要件を問うていませんし、本市の情報公開条例では、何人も情報の公開を請求することができます。また、9月議会で議決をいただいた市民意見提出手続条例においても、本条例案と同様の範囲の「市民(利害関係をもつ者を含む。)」から意見を求める手続を定めているところです。</p> <p>市の定義についての考え方</p> <p>第2章は、市民の権利及び責務並びに議会及び市長等の役割及び責務がそれぞれ異なるため分けて記載しています。反復して用いる場合は、条文の煩雑さを避けるために用語を明確に定義したものですので、条例案のとおりと考えています。</p>

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>(4) 参画 政策, 施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり, 行動することをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し, 目的を共有し, 並びに連携し, 及び協力することをいいます。</p> <p>(条例の位置付け) 第3条 この条例は, 本市の自治の基本を定めるものであり, 市は, 他の条例, 規則及び規程(以下「条例等」といいます。)を制定し, 改正し, 又は廃止しようとする場合は, この条例の趣旨を最大限尊重してこの条例との整合を図らなければなりません。</p> <p>(自治の基本理念) 第4条 市民及び市は, 次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。 (1) 個人の尊厳及び自由が尊重され, かつ, 公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。 (2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。</p> <p>(自治の基本原則) 第5条 市民及び市は, それぞれの果たすべき役割及び責任を担い, 自らを律し, 並びに自主的かつ自立的に行動するとともに, 次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。 (1) 市政に関する情報を共有すること。 (2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。 (3) 協働して公共的課題の解決に当たること。</p>	<p>参画の定義についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民自らが主体的に加わることによる自治を推進しようという本条例の趣旨から, 「参画」という表現より「参加」という表現がふさわしいと考える。 <p>協働の定義についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と市(議会及び市長等)が「対等な関係」という表現を敢えて入れることに違和感を覚える。「対等な関係」という表現は不要と考える。 <p>基本理念についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の中に本条例の重要な部分としての市民, 市長等, 議会の協働についての表現が必要であると考え。「市民, 市長等及び議会は役割と責務のもと, 互いに協働して住民の福祉の増進を図ること」を加え, さらに, 地方自治の原則である二元代表制を「市政は, 市民の信託に基づくものであり, 議会及び市長は, 緊張関係を適切に保ちながら市政を推進すること。」を加える必要があると考える。 <p>自治運営についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自治運営」「市政運営」が混乱しやすい表現となっている。市政運営も自治運営であり, 区または, コミュニティ運営も自治運営である。条文を明確にすることが必要であると考え。 	<p>参画の定義についての考え方</p> <p>単に市が実施する事業に参加するということだけでなく, 企画・立案の段階から主体的に関わり行動することを意味していますので, 条例案のとおりと考えています。</p> <p>協働の定義についての考え方</p> <p>市民と市(議会及び市長等)の「対等な関係」とは, 市民の自発的な活動を前提とし, お互いの自主性・自立性を尊重し, 損なうことのないよう配慮することを意味しますので, 条例案のとおりと考えています。</p> <p>基本理念についての考え方</p> <p>本条は, 市民自治の確立を目指すための基本的な拠り所となる理念を示しています。</p> <p>この趣旨を踏まえ, 第5条で市民, 議会及び市長等の各主体が市民自治の確立に向けて取り組む共通の原理, 原則を「基本原則」として明記しています。</p> <p>「協働」については, 確かに重要な部分ではありますが, より具体的な取組みとして整理し, 第5条の基本原則に盛り込んでおります。</p> <p>また, 「市政は, 市民の信託に基づくもの」については, 第10条第1項及び第11条第1項をご参照ください。</p> <p>なお, 「議会と市長」の関係については, 第8条第1項において「議会は…執行機関を監視する機関として」と記載していますので, 条例案のとおりと考えています。</p> <p>自治運営についての考え方</p> <p>前条の基本理念をふまえ, 市民及び市が「市民自治」に向けて取り組む際の共通の原理, 原則を明らかにするものであり, コミュニティ運営を含めた概念から「自治運営」と表現しています。</p>

条 例 案	総務常任委員会でのご意見	ご意見に対する考え方
<p>第2章 各主体の責務等</p> <p>第1節 市民 (市民の権利及び責務)</p> <p>第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができます。</p> <p>2 市民は、自らの責任及び役割に基づき公共の福祉及び次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき参画を通して市民自治の確立に取り組むものとします。</p> <p>3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な見地から発言及び行動をし、かつ、それらに対し責任を持たなければなりません。</p> <p>(法人等の社会的責任)</p> <p>第7条 市内で事業活動を行う法人その他の団体は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。</p>	<p>市民の責務についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 「配慮」という表現について再考が必要と考える。 条例案どおりでは、広く「市民」を定義して、「市民」は市長等及び議会と対等に情報を共有化し、市政の重要な事項にいたるまで「参画」するが、地方自治の本質である「公共の福祉の増進」や「次世代への影響」に「配慮」といったあいまいな表現になっている。重要な役割を担う「市民」の責務として「配慮」という表現ではなく、もっと明確な表現をしたほうが良いと考える。 「市民」の定義のあいまいさを指摘する。 広い定義の「市民」は特定できない市民ともなりやすく、特定できないがゆえに、その「責任」の所在も特定できないことが予想される。このような状況で「責任」をどのように捉えるのか。 都市とは、様々な人が自由に出入りするところに、都市としての活力が生まれるものであり、市民を特定することは不可能である。第2条(1)で規定する「市民」を広く定義すると、条例の隙間をつかれる恐れがある。そのため、市民の責務の条項で本条例の目的を逸脱することのないような表現を加えるべきであると考え。憲法においても国民の権利を保障しているが、同時に、憲法12条・13条にて義務として、「権利の乱用」「公共の福祉」に反することを制限している。 	<p>市民の責務についての考え方</p> <p>公共の福祉や次世代への影響に配慮することにより、公共の福祉に反することなく、次世代への悪影響を避ける活動が行われるものと考えます。</p> <p>社会生活を営むうえで、その発言や行動に責任を持つということは言うまでもないことですが、市民自治の確立を目指すため、各主体がそれぞれの果たすべき役割及び責任を担う場合においても大切なことですので、確認的に規定したものです。</p> <p>こうした、趣旨を明確にするため、以下の方向で訂正を検討しています。</p> <p>第6条第2項中「公共の福祉及び」を「公共の福祉に反することなく、かつ、」に、「配慮した」を「配慮して」に改める。</p>

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>第2節 議会 (議会の役割及び責務)</p> <p>第8条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関としてその役割を果たし、並びに市勢の進展及び市民自治の推進に努めるものとします。</p> <p>2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければなりません。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民、専門家等の知見をいかすよう努めなければなりません。</p> <p>(市民に開かれた議会)</p> <p>第9条 議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特別な理由のない限り、会議を公開し、議会の保有する情報の共有化を図る等開かれた議会運営を行わなければなりません。</p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会の議員(以下「議員」といいます。)は、議会が第8条に規定する役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、市民の多様な意見及び要望を集約し、総合的な見地で市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。</p> <p>3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査、研究等の活動を通じ、^{きん}不断の研鑽に努めなければなりません。</p> <p>4 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めなければなりません。</p>	<p>議会における説明責任についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 定義されている「市民」では、説明責任を果たす主体がはっきりせず、条文として明記しても実体が伴わないものに議会は責任を持たなければならないことになる。この条項でも「市民」を用いることにより、混乱を招く恐れがあるので、「市民の定義」の見直しが必要と考える。 <p>二元代表制についてのご意見(基本理念についてのご意見の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治の原則である二元代表制を表すため「市政は、市民の信託に基づくものであり」を加える。 	<p>議会における説明責任についての考え方</p> <p>第9条は、議会が説明責任を果たすため、地方自治法第115条の規定に基づく議事の公開の原則を規定したものであり、議会におかれては、本会議のテレビ中継やインターネットを活用した情報提供など、既に先進的に取り組んでおられます。</p> <p>また、情報公開条例による請求時の対応も説明責任を果たす手法の一つと理解しています。同条例では、議会も実施機関として含まれており、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。」と規定していることから、住民に限定しておりません。</p> <p>二元代表制についての考え方</p> <p>議員の役割と責務を果たすことをより明確にするため、以下の方向で訂正を検討しています。</p> <p>第10条第1項中「議会の議員(以下「議員」といいます。)は」の次に「、市民の負託にこたえ」を加える。</p>

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3節 市長等 (市長の役割及び責務等)</p> <p>第11条 市長は、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政を運営しなければなりません。</p> <p>3 市長等は、自らの判断及び責任においてその所掌する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。</p> <p>4 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより市民満足度の向上に努めなければなりません。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第12条 市長等の補助機関である職員及び議会の事務局の職員(以下これらを「職員」といいます。)は、公正かつ誠実に職務を遂行し、及び市民とともに市民自治を推進しなければなりません。</p> <p>2 職員は、法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等(以下「法令等」といいます。)を遵守するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。</p> <p>3 職員は、職務に関し不断の研鑽に努めるとともに、施策及び事業の実施に当たっては、最大の効果を挙げるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。</p>	<p>二元代表制についてのご意見(基本理念についてのご意見の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治の原則である二元代表制を表すため「市政は、市民の信託に基づくものであり」を加える。 <p>市民福祉についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民福祉の増進を図るため」と対象を「市民」に広げてよいのか。地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされている。第2条で「市民」を定義したために、無理やり地方自治法の条文で使われている単語を置き換えたように感じる。地方自治法第10条2項においても「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」となっている。地方自治法の表現に戻したほうが良いと考える。 <p>市長等の判断と責任についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長等の判断で、何でもできると誤解を生じさせる恐れがあるため、削除してはどうか。 	<p>二元代表制についての考え方</p> <p>市長の役割と責務を果たすことをより明確にするため、以下の方向で訂正を検討しています。</p> <p>第11条第1項中「市長は」の次に「市民の負託にこたえ」を加える。</p> <p>市民福祉についての考え方</p> <p>本市においては、昼間、夜間にかかわらず「市内で働き、又は学ぶ」方々がたくさんおられます。こうした方々が安心して働き、学ぶことができる環境を整えるなど、その福祉の増進を図ることは、本市の都市の魅力を高めることであり、雇用の場の拡大や市全体の活力ある発展にもつながることから、「市民福祉の増進」としてしています。</p> <p>なお、具体的な政策決定に当たっては、その課題の目的や住民か否かによる負担のありようなどに応じ、的確に判断していくべきと考えています。</p> <p>市長等の判断と責任についての考え方</p> <p>市長等は、その所掌する事務を法令に基づき独立性を保ちながら公正かつ誠実に事務を行い、「縦割り行政」などご批判をいただくことのないよう、一体として行政機能を発揮することが大切と考え、地方自治法の規定を確認的に記載したのですが、市長等が制限なく事務を執行できると誤解される恐れのあるため、以下の方向で訂正を検討しています</p> <p>第11条第3項中を加え、「自らの判断及び責任においてその所掌する事務を」を「その権限に属する事務を自らの判断及び責任において」に改める。</p>

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3章 市政運営</p> <p>第1節 市政運営の基本原則</p> <p>(市政運営)</p> <p>第13条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用し、及び本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければなりません。</p> <p>(1) 市民が広く参画のできる機会の確保に努めることにより市民の意思を市政に反映させること。</p> <p>(2) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、施策及び事業の実施に当たっては、協働を図ること。</p> <p>(3) 市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより市民の権利利益の保護を図ること。</p> <p>(4) 施策及び事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、その立案、実施及び評価の各段階において市民に分かりやすく説明すること。</p> <p>3 市は、組織について、社会経済情勢の変化及び多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行うとともに、簡素で効率的なものにしなければなりません。</p>	<p>市政運営の原則についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政運営が目指すものは「個性豊かで持続可能な地域社会実現」のためだけでなく、新潟市全体が安心して豊かに暮らせる社会の実現であると考えます。また、市政運営を行う基本原則を示す条項であるから、「ねばならない」と限定するものではなく、「努めるものとする」と努力規定としたほうがふさわしい。 ・ 2項(1)の「市民の意思を市政に反映」とあるが、市長も議会も選挙により民意が反映されたものであり、また、「市民の意思」は、声を出す人はいいとして、声なき声をどうして受け止めるのか。その仕組みとして選挙があると考えます。よって、13条は以下のように修正を提案する。 <p>(改正案)</p> <p>議会及び市長等は、住民福祉の増進と豊かな社会をめざして健全で持続可能な市政を実現するため、次に掲げる事項を基本として市政運営に努めるものとします。</p> <p>(1) 可能な限り地域資源を活用し、多くの市民が参加できる機会の確保を図ること。</p> <p>(2) 以下は、条例案と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民に信頼される市政運営を進める」は条文の後ろに移行する方がよい。 	<p>市政運営の原則及び権利利益の保護についての考え方</p> <p>第1項は、施策を展開する際は、既存の地域資源を最大限に活用するとともに、将来を見通した計画を策定して行わなければならないことを規定しています。総合的な計画とは、地方自治法で策定を義務付けられた基本構想や、条例の改正により議決に付すべきものとなった総合計画を意図していますので、主語を「市」とする義務的な表現を用いています。第2項においては、市民意見提出手続条例をはじめ各号に関する先行条例等において、義務的な規定となっており、第3項についても、地方自治法第2条第14項及び第15項並びに第158条第2項の主旨を確認的に規定したことから義務的な表現を用いたものです。</p> <p>市民の意思に関して、議員も市長も選挙という最大の民意を反映していることはご指摘のとおりです。そうした民意に応えるため、日常の活動の中で民意の把握に努め、適切に職務の遂行にあたっておられると考えています。こうしたことを踏まえ、本条例案で規定する市政運営の基本原則においても、参画の機会の確保や、協働の推進を盛り込み、多くの意見を受け止められるよう意図しています。</p> <p>第2項第3号については、法令遵守はもとより、公正性の確保及び透明性の向上を図ることが市民の権利利益を保護することにつながることを規定したものです。</p> <p>以上のことを意図として、第13条を規定したのですが、地方公共団体の存立目的である「市民福祉の増進」と本市が目指す「持続可能な社会の実現」の関係をより明確にするため、以下の方向で訂正を検討しています。</p> <p>第13条第2項3号中「市政運営を進め」の次の「るため」を削り、第1項を第2項とし、第2項を1項とする。</p>

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>(財政運営)</p> <p>第14条 市長は、効率的かつ重点的に行政運営を行い、行財政改革に取り組むことにより財政の健全な運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化が図られるよう適切な財政政策を進めなければなりません。</p> <p>3 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければなりません。</p> <p>第2節 参画及び協働の仕組み (情報の公開等)</p> <p>第15条 市は、次に掲げる事項に関し、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)に定めるところにより市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図らなければなりません。</p> <p>(1) 市が保有する公文書の公開に関すること。</p> <p>(2) 政策形成過程の情報の提供に関すること。</p> <p>(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関(以下「附属機関等」といいます。)の会議の公開に関すること。</p> <p>(4) 本市の出資法人及び指定管理者に係る情報の公開に関すること。</p> <p>(附属機関等の委員の公募)</p> <p>第16条 市長等は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任するものとします。</p> <p>(市民意見の提出)</p> <p>第17条 市長等は、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の参画を促進するため、重要な政策の企画、立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表して市民の意見を求めなければなりません。</p> <p>2 市長等は、市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければなりません。</p> <p>3 市民の意見の提出の手続は、別に定めるものとします。</p>	<p>負担の適正化と世代間の負担の公平化についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長は、市民から市政全般の付託を受けており、財政運営をする上で、政治的な判断をしなければならぬ立場にあるのだから、条例にて決め付けることは適切ではない。よって適切な表現を求める。 	<p>負担の適正化と世代間の負担の公平化についてのご意見</p> <p>財政政策については、市政運営の重要な要因となることから、地方財政法第4条の2(地方公共団体における年度間の財政運営の考慮)の規定を確認的に表現したものです。</p> <p>参考(地方財政法) (地方公共団体における年度間の財政運営の考慮) 第四条の二 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。</p> <p>市民意見の提出手続について 新潟市市民意見提出手続条例の制定に伴い、以下の方向で訂正を検討しています。</p> <p>第17条第1項中「政策形成過程における」を「新潟市市民意見提出手続条例(平成19年新潟市条例第71号)に定めるところにより政策形成過程における」に改め、第3項を削る。</p>

条 例 案	総務常任委員会でのご意見	ご意見に対する考え方
<p>(住民投票の実施)</p> <p>第18条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、事案ごとに、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。</p> <p>3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>(住民投票の請求)</p> <p>第19条 議員及び市長の選挙権を有する市民並びに引き続き3か月以上本市に住所を有する年齢20歳以上の永住者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者をいいます。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者をいいます。）として規則で定めるものは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条第1項の条例の制定を請求することができます。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、これに意見を付し、議会に付議しなければなりません。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、第1項の規定による請求の手續は、地方自治法第74条第2項から第4項まで及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとします。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、第1項の規定による請求の手續に関し必要な事項は、市長が規則で定めるものとします。</p>	<p>住民投票を非常設型にすることに対するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設型の住民投票制度にすべき。 <p>住民投票の発議、請求についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長が実施できることは明白であるが、議会側が発議できることも規定すべき。 <p>・参政権との違いを明確にし、永住者等が議会の解散並びに議員及び市長の解職については請求できないことを追加してはどうか。</p> <p>・地方自治法では、「住民」として権利義務を規定しており、その際の住民とは「日本国民たる普通地方公共団体の住民」としている。「条例の制定又は改廃（地自法12条、74条）、地方公共団体の事務の監査（地自法12条、75条）、議会の解散、議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職、教育委員会の委員の解職（地自法13条、76、80、81条）」等「市政に対し重要な事案」について、地方自治法では今のところ「日本国民たる普通地方公共団体の住民」と規定しており、本条項による住民投票請求権を有するものと違いがある。また、本条項による請求の目的は、住民投票条例の制定であり、地方自治法による請求権を有している者と違いが生じている。本条例の制定により、市民、市長、執行部、議会が新たな認識のもと、地方分権型政令市の実現を目指すものとして重要な条例であることから、認識の混乱や誤解を招くような条項は適切でないと考え、修正を求める。</p>	<p>住民投票を非常設型にすることの考え方</p> <p>住民投票を実施するといった重要な事案についての意思決定は、代表である議会においてご判断をいただくことが適当であることから、条例案のとおりと考えています。</p> <p>住民投票の発議、請求についての考え方</p> <p>議員及び常任委員会並びに市長の議案の提出権については、地方自治法で規定されており、その内容も住民投票に限ったものでないことから規定しないこととしています。</p> <p>議会の解散並びに議員や市長の解職等については、地方自治法で定めるものであり、本条例案の住民投票の実施の請求とは明らかに異なるものですので、規定しないこととしています。</p> <p>また、第19条の請求の目的は条例の制定ではなく、住民投票の実施です。</p> <p>このことをより明確にするため、以下のとおり訂正を検討しています。</p> <p>第19条第1項中「前条第1項の条例の制定」を「前条の規定による住民投票の実施を同条第1項の条例の案を添えて」に改める。</p>

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>(協働の推進)</p> <p>第20条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するものとします。</p> <p>2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談並びに研修を行う場及び機会の確保に努めるものとします。</p> <p>3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。</p> <p>第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み</p> <p>(法令遵守及び倫理の保持)</p> <p>第21条 市長等は、新潟市における法令遵守の推進等に関する条例(平成17年新潟市条例第73号)に定めるところにより職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護しなければなりません。</p> <p>(適正な行政手続の確保)</p> <p>第22条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、新潟市行政手続条例(平成9年新潟市条例第2号)その他の適正な行政手続の確保の仕組みを整備して、処分、行政指導、届出等の手続の適正化を図ることにより行政運営における公正性の確保及び透明性の向上を推進しなければなりません。</p> <p>(市民の権利利益の保護)</p> <p>第23条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応しなければなりません。</p> <p>2 市は、新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)に定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護しなければなりません。</p> <p>3 市長等は、市政の運営について、公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関その他の不利益救済の仕組みを整備するものとします。</p> <p>(行政評価等)</p> <p>第24条 市長等は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、及び市民への説明責任を果たすため、市民の視点で行政評価を実施するものとします。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策、事業等に反映するよう努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、外郭団体(新潟市土地開発公社及び本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいいます。以下同じです。)の円滑な運営及びこれに関連する市長等の事務事業の適正な執行を図るため、関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行わなければなりません。</p>		

条 例 案	総務常任委員会でいただいたご意見	ご意見に対する考え方
<p>(外部監査)</p> <p>第25条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年新潟市条例第1号）に定めるところにより外部監査を実施しなければなりません。</p> <p>第4章 区における市民自治</p> <p>第1節 区における行政運営</p> <p>第26条 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民の参画の下で、区における総合的な計画を策定して実施しなければなりません。</p> <p>2 区役所（新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）第1条に規定する区役所をいいます。以下同じです。）は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとしします。</p> <p>(1) 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見して迅速かつ的確な解決を図ること。</p> <p>(2) 協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。</p> <p>(3) 市民に必要な行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。</p> <p>3 市長は、分権型の政令指定都市を実現するために区役所がその役割を発揮できるよう、組織、予算等について必要な体制を整備するものとしします。</p> <p>第2節 地域における協働の推進 (地域住民及び地域コミュニティの役割)</p> <p>第27条 地域住民（一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。）は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てよう努めるものとしします。</p> <p>2 地域住民は、地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。）が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力しよう努めるものとしします。</p> <p>3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとしします。</p> <p>(市の役割)</p> <p>第28条 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識してその活動を尊重しなければなりません。</p> <p>2 市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとしします。この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。</p>		

条 例 案	総務常任委員会でのご意見	ご意見に対する考え方
<p>(区自治協議会の役割)</p> <p>第29条 区自治協議会(新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号)第1条第1項の区自治協議会をいいます。)は、同条例に定めるところにより地域課題に取り組む協働の要としての機能を担うものとします。</p> <p>第5章 国及び他の地方公共団体等との協力</p> <p>第30条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。</p> <p>3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行します。</p> <p>(見直し)</p> <p>2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとします。</p>	<p>区自治協議会についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 区自治協議会の委員は公選・公募制によるべき。 「協働の要」があいまいで分かりづらいため、議会との関係など、きちんと整理が必要。 	<p>区自治協議会についての考え方</p> <p>区自治協議会の委員は、地方自治法第202条の5第2項により、市長が選任する規定となっています。</p> <p>「地域課題に取り組む協働の要」という表現が広すぎるイメージを与えることから、区自治協議会の役割をより明確にするため、以下の方向で訂正を検討しています。</p> <p>第29条中「地域課題に取り組む協働の要としての機能を担う」を「地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、協働の要となるよう努める」に改める</p>